

## 国民健康保険等に係る柔道整復施術療養費架空請求事件への対応について

平成22年10月に柔道整復師 (住所： ) が国民健康保険等に係る架空の柔道整復施術療養費を市に請求していたことが発覚し、これまで国、県と連携して当該療養費の返還請求等の手続きを進めてきた。

しかしながら、本年2月、盛岡地裁において、柔道整復師 の破産手続き開始及び同時廃止が決定、さらに5月には免責の許可が決定され、返還請求の効力を失った。

このことから、市として今後の対応を検討してきた結果、柔道整復師 に対する損害賠償請求を行わないこととし、返還請求額については、不納欠損処理を行うこととした。

## 1 事件の経緯

- 平成22年10月 柔道整復師 が架空の柔道整復施術療養費を市に請求していたことが、柔道整復施術等療養費通知を受けた被保険者からの通報により発覚。  
※ 柔道整復施術等療養費通知発送は平成22年10月から実施  
※ 被保険者からの通報は合計で15件確認されているが、いずれもこの案件
- 10, 12月 市から県（保健福祉部健康国保課）に通報の内容を報告。  
県から国（厚生労働省東北厚生局）に情報提供。
- 平成23年5, 8月 国及び県が柔道整復師 に対する監査を実施。
- 平成24年3月 国から県に対し、「柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いを中止相当とした柔道整復師の返還同意書について」通知  
(診療録がすでに廃棄されていたことから、監査月から前5年間分をすべて架空請求とみなし全額返還させるという内容)  
県から市に対し、「柔道整復施術療養費の返還措置について」通知
- 4~6月 市において、当該療養費に係る支給申請書の抽出及び返還請求額の確定作業を実施。
- 7月 市から柔道整復師 に対し、「柔道整復施術療養費の返還請求について」通知 (請求額：49,453,649円、納期限：平成25年3月29日)
- 12月 柔道整復師 が盛岡地方裁判所に対し、破産を申立て。
- 平成25年2月 盛岡地裁が柔道整復師 の破産手続きの開始と同時廃止を決定。  
(免責意見申述期間：平成25年4月30日)
- 5月 柔道整復師 の免責の許可が決定。(5月1日)

## 2 返還請求額の内訳

柔道整復師 に対する返還請求額の内訳は次のとおり。

なお、架空請求に係る返還請求の消滅時効は、公法上の債権であり、地方自治法第236条の規定により5年と定められていることから、平成17年度以前は請求していないものである。

	国民健康保険		老人保健		合計	
	件数	請求額	件数	請求額	件数	請求額
平成18年度	161	5,116,084	98	1,957,198	259	7,073,282
平成19年度	246	9,065,937	173	3,164,719	419	12,230,656
平成20年度	246	9,260,562	54	1,079,320	300	10,339,882
平成21年度	357	11,487,153			357	11,487,153
平成22年度	324	8,322,676			324	8,322,676
計	1,334	43,252,412	325	6,201,237	1,659	49,453,649

※ 返還対象期間 平成18年5月施術分から平成22年11月施術分

### 3 判断の根拠

返還請求を行った49,453,649円については、不当利得返還請求権に基づくものであり、免責許可が決定したことにより徴収不能となった。

破産法では、免責を免れるための条項として、第253条第1項第2号に「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」があり、本事案はこれに該当する。

市では、柔道整復師 に対する損害賠償請求について、顧問弁護士及び警察の指導・助言を得ながら検討したが、次の理由から損害賠償請求は行わないこととした。

- (1) 柔道整復師 は、盛岡地裁において、破産手続きの同時廃止及び免責の許可決定がなされており、柔道整復施術療養費の返還請求額を支払うだけの資力及び財産がない。
- (2) 損害賠償請求する場合、悪意により請求された金額等を市が立証する必要があるが、立証するためには膨大な時間と経費を要するほか、裁判になれば更に裁判費用も必要となる。また、勝訴した場合でも、相手に賠償能力がないため、市への賠償金の支払いが期待できない。

### 4 今後の手続き

本案件に係る返還請求額49,453,649円の不納欠損処理については、他の不納欠損とともに、通常どおり年度末に行う。

### 5 その他

- (1) 全国健康保険協会においては、約2,800万円の返還請求額があったが、損害賠償請求は行わず平成24年度末に不納欠損処理済とのこと。
- (2) 岩手県後期高齢者医療広域連合においては、約370万円の返還請求額があり、今後、不納欠損の見込みであるが、現在、対応について検討中とのことである。